



著作権の隣にある権利

著作権隣接権ってなに？

大昔、まだテレビもラジオもなかった頃は、作品を人に伝える手段として、歌う、踊る、演じる、朗読する、演奏するといった、人が直接行う方法が主流でした。しかし今では企業が音楽 CD を発売したり、放送を使って一度に沢山のの人に作品を伝えたりすることができるようになりました。

これらの企業は、著作者や著作権者と契約をしてお金を払い、設備にも沢山の金をかけ、著作物を伝える仕事をしています。ですから、誰かが作品をコピーして勝手に別の方法で伝えてしまうと、利益を得ることができなくなります。そこでその人たちの仕事を守るために、著作権法の中に「著作物を伝える仕事をした人の権利」が作られました。これを著作権にくっつけている（隣接する）権利ということで、「著作権隣接権」と言います。



実演した者
歌手、演奏家、俳優など、著作物を実際にパフォーマンスした人たち



放送した者
テレビやラジオ、有線放送といった事業を行う人や企業



録音した者
音楽や自然音を録音した人や企業

著作権

これまでは、著作物を作った人の権利について学んできました。しかし著作権法で規定された権利は、それだけではありません。著作物を多くの人に伝えた人たちにも、著作権と似たような権利が認められています。

著作権隣接権は誰が持てる？

著作権隣接権を持てるのは、次のようなことをした人たちです。

実演した者

歌手、演奏家、俳優など、著作物をパフォーマンスによって表現した人たちは、実演者としての権利が与えられます。

録音した者

レコード会社のような企業だけとは限りません。あなたも虫の声や詩の朗読、歌を録音すれば、その時点で録音した者としての権利が与えられます。

放送した者

放送はテレビ局やラジオ局のように免許を持った「プロ」にしかできないと思われがちですが、コミュニティ FM のように出力の小さい放送局は免許が不要で、アマチュアでも運用可能です。一方で校内放送のように、1 つの建物内でしか伝えられないものは、著作権法の「放送」には含まれません。ですから校内放送には、著作権隣接権はありません。

ポイント

著作権隣接権はどう使われる？

著作権隣接権の主な働きは、伝える仕事をする事業者を、海賊版から守ることです。海賊版とは、CD やテレビなどからコピーを作り、勝手に売られているものを指します。このような行為を取り締まるためには、著作者や著作権者が自分で海賊版事業者を探し出して訴えなければなりません。ですが海賊版で一番被害を受けるのは、著作物を伝える仕事をする人や企業です。そこで伝える仕事をした企業はこの著作権隣接権を使い、海賊版を積極的に取り締まっています。

また 2018 年の改正で、海賊行為を行っている者に対しては、権利者自身が訴えなくても、刑罰が科せられるようになりました。これにより、海賊版の取り締まりが容易になることが期待されています。





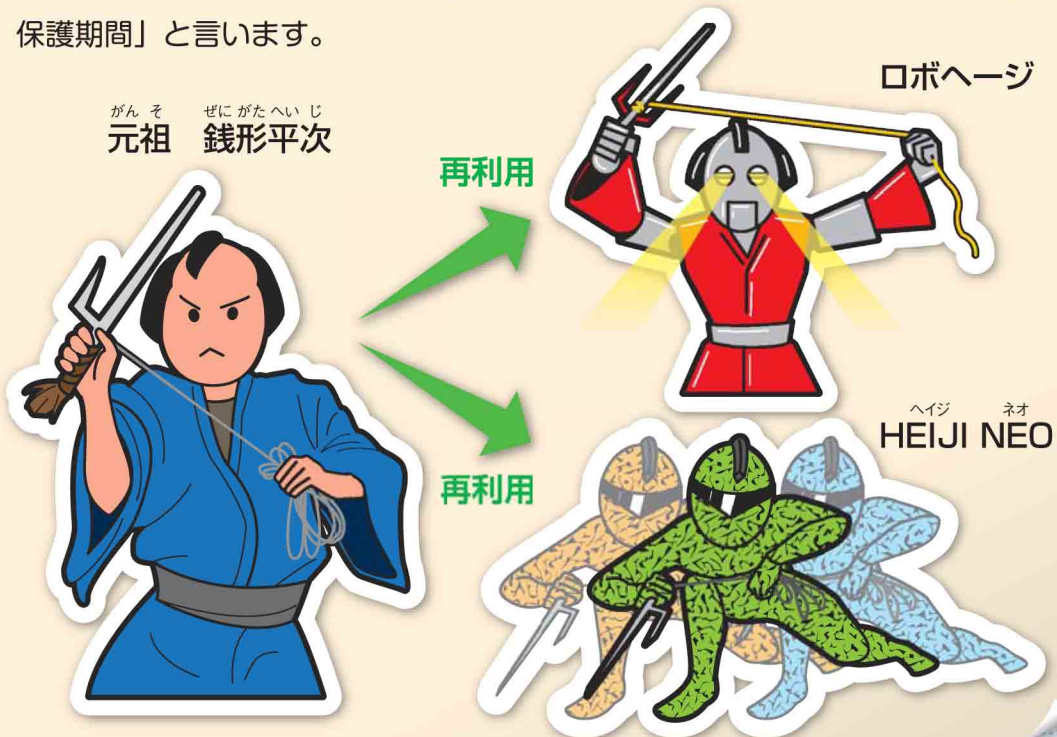
著作権の保護期間

著作権に「期限」があるわけ

人が何かの芸術作品を作るときには、必ず過去の作品からの影響を受けています。人が「良い」と感じる気持ちは、長い間に様々な作品が生まれ、評価され、それにより積み重ねられてきた感性の上に成り立つからです。

したがって新しい作品が生み出され、より文化が発展するためには、他の人の著作物を自分の作品に取り入れるなど、著作物を自由に利用できる必要があります。その一方で作品の創作活動に意欲が持てるように、一定期間著作物についての権利を独占し、お金が得られるようにする必要があります。

著作権法では、その権利が及ぶ「期間」を限定することで、作品の再利用ができるようにしています。この著作権が有効である期間のことを、「著作権の保護期間」と言います。



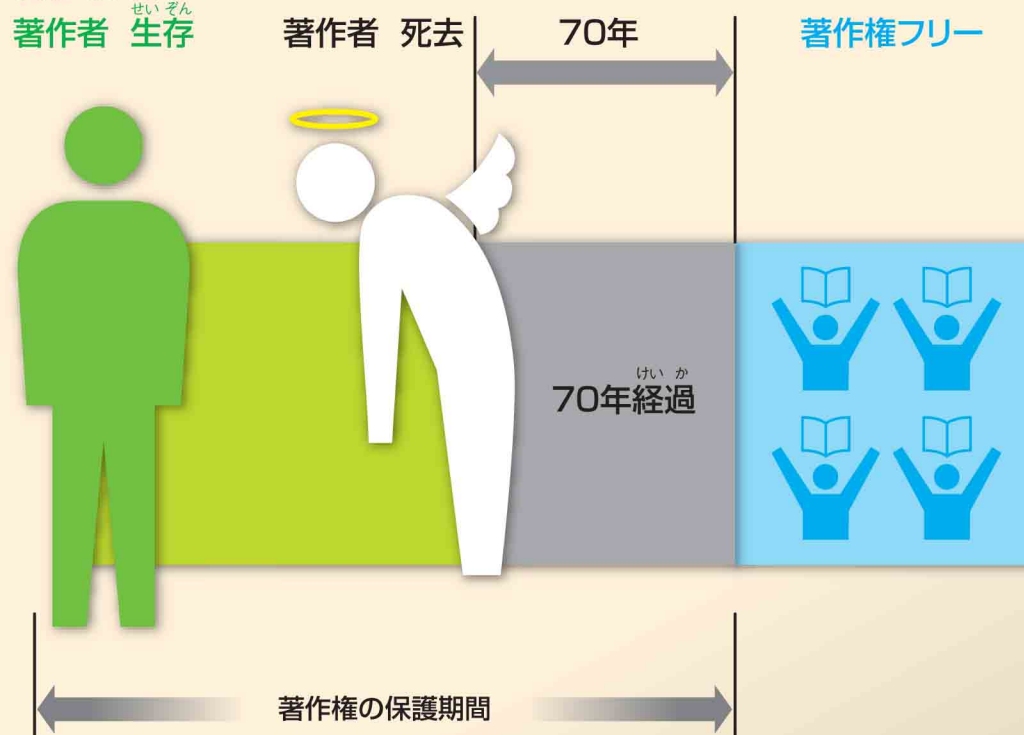
わたし
私たちが作った著作物は、「モノ」という形で残そうと思えば、何年でも残すことができます。一方で著作権は、いつまで残しておくのが妥当かという議論があります。



日本の著作権の保護期間

著作権の保護期間は、一部を除いて長らく著作者の死後 50 年とされてきました。しかし国際条約である「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」により、その加盟国は保護期間を一律 70 年とすることになりました。日本も TPP へ加入したため、2018 年に保護期間は 70 年へと変更されました。ただし著者が誰だかわからない場合や、団体が制作した場合は、作品の公表後 70 年になります。

著作物制作 著作者 生存





Q

放課後に絵本の読み聞かせを
行いたいけど、許可はいるの？

A

小学校では、日中保護者が家庭にいない児童を対象に、授業が
終わったあとにボランティアの皆さんによる「学童保育」（放課後児童
健全育成事業）が行われているところが数多くあります。営利を目
的とせず、子供たちから料金を徴収せず、読み聞かせをする人に報酬が支払わ
れない場合は、著作権法第 38 条「営利を目的としない上演等」に当たります
ので、著作者や出版社の許諾は不要で、読み聞かせを行うことができます。

なお児童書の関連団体で構成される児童書出版者・著作者懇談会では、朗読
する人やボランティアの方の交通費や昼食費、会の開催に関わる電気代、来場
者のためのおやつといった必要経費を利用者から徴収する場合でも、無許諾で
利用できるとのガイドラインが出されています。



Q

目の不自由な人のために
本を点字にしたい

A

視覚や聴覚に障害のある人に対して、著作権法はかなり自由な著
作物の利用を認めています。すでに公表されているすべての著作物
は、たとえ営利目的であっても、著作権者の許諾なく点字にするこ
とができます。また障害のある人に対して、朗読による録音物などを作ってイ
ンターネットで送信することは、これまでは公立図書館や個別に指定された一
部の事業者に限られていました。しかし 2019 年から、視覚に障害のある人に
情報を提供する団体などでも、一定の条件を満たせば自由に行えるようになり
ました。

またその対象も、視覚障害に限らず、手が不自由なためにページがめくれな
いといった障害を持つ人も含まれるようになりました。



マンガ・イラストの著作権

市販のマンガやイラストを真似て描く

マンガに描かれているキャラクターの気に入ったシーンやポーズを模写して学校の壁新聞に使ったり、大きく書き写して運動会や文化祭などの学校行事で使用したりしているのを見かけることがあります。学校の公式な行事の中で著作物を複製することは、著作権の権利制限事項「学校その他教育機関での複製」となるため、合法な行為だと見なされます。先生がこの本のマンガをコピーして授業で使うといったことも、もちろん合法です。ただし、それを使うことが教育として効果を高める上で必要かどうかは、先生が判断することになります。

個人的な利用の中で、練習のために市販のマンガを模写することは、普通は問題にはなりません。キャラクターの着ぐるみを写真に撮る、インターネットで公開されている画像を保存するといった行為も、違法ではありません。ただしそれらの画像を、著作権者に無断で SNS のアイコンにするといった利用は、コピーをインターネット上で広く公開することになりますから、著作権法違反となります。



マンガは私たちにとって、最も身近な著作物の1つです。単行本を買ったり、好きなキャラクターのグッズを買ったりしたこともあるでしょう。マンガに描かれたキャラクターは、どのように利用できるのでしょうか。

市販のマンガやイラストをアレンジする

マンガとして描かれたキャラクターや物語の設定をそのまま使って、別のストーリーを作るということも頻繁に行われるようになりました。こういった行為を、「二次創作」と呼びます。誰にも公開せずに個人としてそれらの制作を楽しむことは、何も問題ありません。しかしそれを多くの人に公開したり、販売したりすると、著作権法違反となります。二次創作については、次の章で詳しく解説します。

自由に使えるマンガやイラスト

インターネットで公開されているマンガやイラストの中には、無断で利用することを著作権者が許しているものもあります。この場合、どのような範囲で利用が許されるのかは、著作権者によって違います。サイトにある説明文をよく読んで、使用しましょう。

ポイント

好きなものだからこそ、大事にしよう

マンガ、アニメ、ゲームなど、日本は絵としてのキャラクターが沢山ある国です。そのキャラクターのイメージを自分の中で膨らませたり、新しいストーリーを想像したりすることが大好きな人も沢山います。そのような行為が、新たな作品を生み出すエネルギーになっていきます。

ただ注意しなければならないのは、作品が好きだから、自分でお金を出して買ったからというだけで、その作品を自由に利用できるとは限りません。個人の練習や楽しみとして模写したり、アレンジしたりする行為は問題ありませんが、それを公開したり販売したりできるわけではありません。大好きな作品がいつまでも作り続けられるよう、作品の著作権も大事にしなければなりません。